

# 看板などによるアイドリング・ストップの周知の方法

## 1. 看板の提示位置

利用者に認識されやすい場所（入口付近、壁、場内の柱など）

## 2. 掲示枚数

収容台数20台ごとに1枚 あるいは  
収容面積500m<sup>2</sup>ごとに1枚

## 3. 字の大きさ・色

- (1) 駐車場の利用者が駐車時に認識できる大きさとする  
（1文字5cm×5cm程度）
- (2) 目立つ色で掲示すること  
（白地あるいは黄色地に黒文字など）

## 4. 掲示内容

掲示する内容には、次の2つの事項を入れてください。

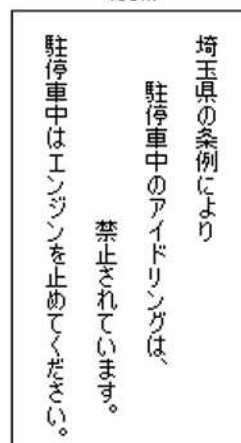
- (1) 条例で義務づけられていること。
- (2) アイドリング・ストップを実施すること。

なお、掲示場所の都合で大きさが制約される場合には、

- (1)と(2)を分割して掲示してかまいません。

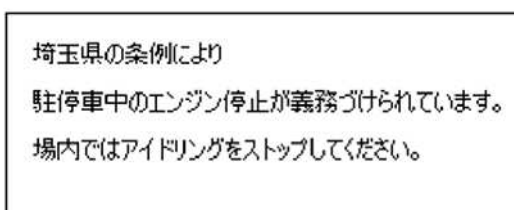
【看板作成例】

45cm



90cm

【看板作成例】 110cm



35cm

## 5. その他

- (1) 看板で周知することが難しい場合には、常時、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。例えば、次のような方法が考えられます。

入場時に「駐車場内ではアイドリングをストップしてください」と自動的に放送する。

駐車券などの表面にアイドリング・ストップについて表示する。

- (2) 恒常的な掲示となりますので、必要な保守などを行ってください。